

(案)

(履行期間の延長)

第7条 乙は、その責めによらない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対し遅滞なくその理由を付けて履行期間の延長を求めることができる。その延長日数は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(損害のために必要を生じた経費)

第8条 業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、これを甲が負担するものとし、その額は甲乙協議してこれを定めるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第9条 乙は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を作成し、仕様書に定められた成果物とともに甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の規定による提出を受けた日から10日以内に成果物について検査を行い、検査に合格したときには、その旨を書面により遅滞なく乙に通知しなければならない。
 - 3 前項の検査に合格しないときは、乙は甲の指示する期間内に補正を行い再検査を受けなければならない。
 - 4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく成果物を甲に引き渡すものとする。

(委託金額の支払い)

- 第10条 乙は、前条第4項の規定による引渡しを完了したときは、書面をもって委託金額の支払を請求するものとする。
- 2 甲は、前項の規定により請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(履行遅滞における延滞金)

- 第11条 乙の責めに帰する理由により、履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は、乙から延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の延滞金は、遅延部分に相当する代価につき遅延日数に応じ、当該契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率の割合で計算した額の遅延利息とする。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(案)

- (1) 乙が、この契約に違反したとき。
 - (2) 乙が、契約を履行しないとき、若しくは履行する見込みがないと甲が認めたとき。
 - (3) 乙が、契約書で定めた事項を誠実に履行しないと甲が認めたとき。
 - (4) 乙から契約解除の申し出があったとき。
 - (5) 乙が、契約の締結で不正な行為又は履行に当たり、不正若しくは不適切な行為をしたとき。
 - (6) 乙、乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
- 2 前項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は、委託金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期限までに納入しなければならない。
- 3 正当な理由によって乙が契約の解除を申し出た場合は、甲は前項の規定を適用しない。

(契約不適合責任)

- 第13条 甲は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要する時は、甲は履行の追完を請求することはできない。
- 2 前項において、乙が負うべき責任は、第9条第2項の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。

(契約不適合責任期間等)

- 第14条 甲は、引き渡された成果物に関し、第9条第4項の規定による引渡し(以下この条において単に「引渡し」という。)を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、乙の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 甲が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、甲が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 甲は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が乙の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する乙の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

(案)

- 7 甲は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された成果物の契約不適合が仕様書の記載内容、甲の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、甲は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、乙がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に洩らしてはならない。また、契約が終了した後も同様とする。

(紛争の解決)

第16条 この契約の条項中、甲と乙が協議を要するものについて、協議が整わない場合、その他この契約に定める事項について甲と乙との間に紛争が生じた場合には、甲と乙とが協議により選定した者に依頼し、解決を図ることができる。

(協議)

第17条 この契約及び仕様書に疑義が生じた場合、又はこの契約に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

本契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和7年 月 日

那覇市泉崎1丁目1番1号

甲 那覇市
那覇市長 知念 覚

乙